

氏さころもの心にて、名を付るなり、さぶらふ名、うへわらはにてはよき也、大がいかくのごとし、さりながらこのうちにては、上下の事は、はからひて名をつくべし、あながちかみより、三位三位などには、せんげなければ、位の名をつくることは、執柄より下へは、名にはからひてつくる也、たゞ又ひがし殿南殿などいふは、たかきいやしきにも有、去ながらたかきにては、御所のがうなごにもおとらざる也、御所のがうは北の政所よりは心あるやうなり、いづれもそまつには申べからず、人のおしてはからひには有べからず、仙洞まつへいまでは、わか君御所などがうあるべし、大臣家など成とも、御所のがうはあるべからず、心あるべし、人によるべきなり、政所はくわんばくの御母なり、

〔光臺一覽二〕内侍の中の上臈を、勾當内侍と申候、諸寺の沙汰武家の執奏、古より此局なり、長橋坊に居住なさる故長橋殿と申なり、長橋辭退あれば、典侍の官に上りたまふなり、この外に御下の局とて御座候、是は下鴨、松尾、稻荷等之社司の女なり、名は越前、三河、大輔など、被召なり、此頭たる女中を、御代々いつにても伊豫と被召通例なり、

〔古老口實傳一〕神職氏人召仕従女之名字、榊葉、木綿志手、有怖事也、仍代々禁制之、件兩名者、齋宮女孀之定名也、是神代古風傳也、故神職人一切禁之、

〔十訓抄一〕其比○一は源氏物語作れる、紫式部越前守爲時女 大隅守時用女、赤染右衛門大江雅致女、和泉式部道員親王女、小式部内侍重明親王女、小大君輔親女、伊勢大輔出羽守季信女 越前守懷尹女 左馬頭時明女 高階成忠女 匡衡女、兵衛内侍參議廣業女 信濃守隆信女 道雅女、中將馬内侍 高内侍 江侍 從 新宰相、など、いひて、やさしき女房どもあまたありけり、

〔袋草紙三〕和歌ハ好テ有無益事、大江公資、大外記所望者也、○中以相模爲妻之比也、公資依爲相模守、號相模、本名ハ乙侍從云々、
〔袖中抄十九〕るびすのみよりいだすち